

神奈川芸術プレス制作業務委託

入札公告兼入札説明書

令和5年1月25日付け公告

公益財団法人神奈川芸術文化財団

神奈川芸術プレス制作業務

入札公告兼入札説明書

次のとおり一般競争入札（総合評価方式）を行います。

公告日：令和5年1月25日

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

神奈川芸術プレス制作業務

(2) 委託業務の仕様その他の明細

別紙仕様書のとおり

(3) 参考価格（1年間）

5,104,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考価格：当財団が過去の類似委託業務の発注実績を参考に、業務内容・物価の動向等を勘案して算出した金額です。なお予定価格はこの価格の範囲内で定めます。

(4) 契約期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

※ただし当財団が指定管理者を解除された場合等によって委託業務の前提条件が変更となった場合は、契約内容及び契約期間の変更協議を行います。

(5) 契約者の決定方法（入札方式）

本入札は価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札です。

本入札において、価格以外の要素は技術提案書により評価します。

技術提案書の審査は、外部の有識者による総合評価審査委員会を設置し行います。

別紙「神奈川芸術プレス制作業務総合評価一般競争入札 落札者決定基準」（以下、「落札者決定基準」という。）に基づき落札候補者を決定します。

入札参加資格確認後、当財団の業者選定会議において落札者を決定します。入札結果は速やかに当財団ホームページに掲載します。

2 入札参加資格

以下の要件をすべて満たしている者としします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている者でないこと。

(3) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により競争入札の参加に関して指名停止を受けている者でないこと。

(4) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(5) 神奈川県暴力団排除条例第2条第1項第2号から第5号に定める者でないこと。

- (6) 業務仕様書に示す業務内容を関連する法令を遵守した上で遂行しうる者であること。
- (7) 神奈川県内に事業所があり、行政・官公庁・公益法人・公共施設等が制作する広報誌の制作業務受託実績があること。

3 応募書類等の配布方法

入札説明書及び業務仕様書等は、令和5年1月25日（水）～2月20日（月）正午の間、当財団ホームページ（<https://www.kanagawa-arts.or.jp/>）に掲載しますので、ダウンロードしてください。

4 質問事項の受付

応募にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：令和5年2月1日（水）～2月3日（金）14時まで
- (2) 受付方法：質問項目及び質問内容を記載した質疑書（様式1-1）をメールで送付してください。

宛先：下記のメールアドレス全てを宛先として送付してください。

小島 kojima@kanagawa-af.org

宮下 miyashita@kanagawa-af.org

質疑書受領後、受領完了メールをお送りします。質疑書送信後2月3日（金）

16時になっても受領完了メールが届かない場合は、電話で本書「12 問い合わせ先」にある電話番号にお問い合わせください。

- (3) 回答方法：令和5年2月10日（金）15時までに、当財団ホームページに掲載します。

5 提出書類について

- (1) 入札参加資格に係る書類
 - ①入札参加申請書（様式1-2）
 - ②会社概要（様式1-3）
 - ③誓約書（様式1-4）
 - ④神奈川県暴力団排除条例にかかる誓約書（様式1-5）
 - ⑤登記簿謄本（全部事項証明書）※写しも可（3ヶ月以内に取得したもの）
 - ⑥過去3年間の法人地方税及び消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明：その3の3）
 - ⑦過去3年間の貸借対照表及び損益計算書

(2) 入札書

入札書（様式1-6）は必要事項を記載の上、封筒に入れて密封し、封書の表面に法人の名称又は商号及び「令和5年2月24日開札 神奈川芸術プレス制作業務委託 入札書在中」と朱書きしてください。

入札金額は、契約期間（3年間）に係る総額を記載してください。

(3) 技術提案書

様式2により作成し、別添「提出書類チェック表」を参考に書類を提出してください。事務局にて確認の上、書類を受領します。

(4) 提出期間

令和5年2月24日（金）9～12時

(5) 提出場所及び提出方法

神奈川県民ホール2階事務室に上記(1)～(3)の書類一式を直接持参してください。

6 開札について

(1) 日時：令和5年2月24日（金）16時 開札場所へは職員がご案内しますので、当日の15時45分までに神奈川県民ホール2階 ホール事務室に集合してください。

入札者又はその代理人は開札に立ち会うこととします。

(2) 入札者は身分を確認できるものを持参してください。代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。委任上には代表者印及び代理人印を押印してください。入札の執行回数は原則として1回としますが、開札の結果、予定価格以下の入札者がいない場合は、引き続き2回まで入札を行います。なお、2回目の入札でも落札候補者がいない場合は、入札を打ち切り再度公告を行うか、2回目の入札において最低の価格で申し込みをした者と協議を行い、予定価格以下となった場合に技術提案書の審査を行うものとします。

7 技術提案書の評価及び落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で応札した者が提出した入札書及び技術提案書について、別紙「落札者決定基準」に基づき書面による評価を行います。

(1) 技術提案書評価方法

総合評価審査委員会において審査員による書類審査を行います。審査員は、落札者決定基準に記載の評価項目について技術提案書の採点を行います。その後、各審査員の採点結果を集計し、各入札者の技術評価点を算出します。なお、上記6に記載の開札の結果、予定価格の制限範囲内の応札者が一者の場合でも書類審査を行います。

(2) 落札者の決定

総合評価審査委員会の結果算出された技術評価点と入札価格を併せて総合評価点を算出します。落札者決定基準に記載のとおり落札候補札者を決定し、入札参加資格を再度確認後、当財団の業者選定会議において、落札者を決定します。

(3) 結果通知

当財団ホームページで、法人名及び総合評価点を公表します。なお、予定価格の制限の範囲内で応札をした者に対しては落札結果別途通知します。

8 参加にあたっての留意事項

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金は免除とします。

(3) 入札参加者は、上記5(1)から(3)の書類の提出をもって本書及び別紙に記載の内容を承諾したものとみなします。本件入札の事項その他に関する質疑は上記4に定めるとおり行ってください。入札後不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(4) 本書に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(5) 技術提案書の提出部数及びとじ方は、原本1部はクリップ止め、その写し6部は左上1

- 箇所をホチキス止めとしてください。
- (6) 一事業者につき一入札とし、複数の入札はできません。また、複数事業者のグループによる入札はできません。
 - (7) 提出された書類の内容の変更及び書類の追加はできません。
 - (8) 提出書類は、理由の如何を問わず、一切返却しません。
 - (9) 本財団職員、及びその他本件関係者に対して、本入札についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
 - (10) 入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用に関しては、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担するものとします。

9 その他

- (1) 提出書類作成のための追加資料の提供を行うことはありません。参加者は当財団が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで入札に参加してください。
- (2) 当財団が提供する資料は、入札に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、当財団の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。
 - ア 公知となっている情報
 - イ 第三者が合法的に入手できる情報
- (3) 入札参加者が次の事項に該当した場合には、失格とします。
 - ア 本書に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 技術提案書（様式2）の記載にあたっては次の点に留意してください。
 - ア 法人名を表記しないこと。
 - イ 各様式は評価項目ごとにA4用紙1枚以内としています。この場合の1枚とは「片面のみ」を意味します。両面に記載があった場合、その項目については審査を行いません。（様式自由）と記載した様式については任意の様式で提出可能です。
 - ウ 技術提案書への図表、写真の貼り付けは可とします。本文の文字の大きさは10.5pt以上としてください。図表内や写真のキャプションの文字の大きさは問いません。

10 業務開始までのスケジュール

応募書類の配布 令和5年1月25日（水）～2月20日（月）
質問事項の受付 令和5年2月1日（水）～2月3日（金）14時
質問事項の回答 令和5年2月10日（金）15時までに掲載
応募書類の提出（入札） 令和5年2月24日（金）正午まで ※5の（4）参照
開札 令和5年2月24日（金）16時から
総合評価審査委員会の開催 令和5年3月9日（木）
落札者の決定 令和5年3月中旬
契約 令和5年3月下旬（別途協議）
業務開始 令和5年4月1日（土）

11 契約に関する事項

(1) 基本的な考え方

本契約は、当財団が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。契約の締結は令和5年3月下旬を予定しており、発効は令和5年4月1日の午前0時とします。

(2) 契約の内容

- ア 契約期間及び契約金額に関する事項
- イ 委託料の支払いに関する事項
- ウ 業務受託者が行う業務の範囲と実施条件に関する事項
- エ 当財団が支払う経費に関する事項
- オ 業務実施に関する事項
- カ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- キ 委託期間の終了に伴う引継業務に関する事項
- ク 委託期間満了以前の契約の解除に関する事項
- ケ 委託業務を行うにあたって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- コ その他、当財団理事長が必要と認める事項

(3) 契約に際し、入札金額内訳書の提出を求める場合があります。

(4) 契約に疑義が生じた場合、又は契約に定めのない事項が発生した場合の措置
当財団と業務受託者は、誠意を持って協議するものとします。

12 問い合わせ先

公益財団法人神奈川芸術文化財団 経営企画課

〒231-0023 横浜市中区山下町3-1

電話：045-663-3711 Fax：045-663-3714

担当：小島 kojima@kanagawa-af.org

宮下 miyashita@kanagawa-af.org

神奈川県芸術プレス制作業務総合評価方式一般競争入札 落札者決定基準

中項目	小項目	評価基準	小項目 配点	中項目 配点	大項目 配点
業務の体制・実績					
業務の体制	A 業務実施の基本方針、人数の配置・体制（様式2-1-A）	冊子の制作および付随する業務の自社の業務処理体制が明示され、業務遂行の管理能力を有していると認められるか （再委託を予定している場合には、それを含めて業務処理体制が明示されていること。なお全部再委託は認められません。	5	5	50
神奈川県下の文化状況の把握・実績	A 神奈川県全域の文化状況の把握と当財団が扱う芸術文化分野の取材実績（様式2-2-A）	神奈川県域全体の文化状況を把握した上で、当財団が管理する3館の公演の内容及び社会連携ポータル事業の意義を理解できているか	3	9	
	B 類似団体等の広報誌制作受託実績（様式2-2-B）	当財団が扱う芸術文化（音楽、演劇、美術）の取材実績について各ジャンルの実績が十分にあるか	3		
		官公庁や行政の広報誌またはそれに準ずる冊子の制作受託実績があるか	3		
冊子の制作					
規格・体裁	A 規格・体裁・印刷手配・WEB版への対応（様式2-3-A）	規格、体裁、印刷手配、WEB版への対応について、仕様書で示す基準を満たしているか	4	8	
	B ユニバーサルデザインへの配慮（様式2-3-B）	ユニバーサルデザインに配慮し、幅広い読者層を意識した見やすい文字の大きさ、色使いがされているか	4		
内容	A 6号分の特集テーマ、デザインサンプル（様式2-4-A）	冊子のコンセプト、目的を理解して読者（主に県民）に印象を与えることを期待できる企画提案書となっているか	5	15	

	B 連載案（様式 2 - 4 - B）	6号分の特集テーマについて社会問題と芸術文化の話題をバランスよく取り入れた適切な提案がされているか	5	8
	C 神奈川県下の施設等を取り扱った取材実績・提案（様式 2 - 4 - C）	連載の提案は持続可能かつ今後 3 年間を通じて魅力的な提案がされているか	5	
		神奈川県下の施設、事象、人物の取材実績に基づく魅力的な提案となっているか	4	
	D 芸術文化以外のジャンルの取材実績・提案（様式 2 - 4 - D）	当財団が扱う芸術文化以外の幅広いジャンルの取材実績及びそれらの視点から芸術文化にもインパクトを与える魅力的な提案があるか	4	
認知度向上	A 認知度向上への取り組み（様式 2 - 5）	認知度向上のために具体性があり十分な効果を期待できる提案となっているか	2	2
企業要件	A 個人情報保護・コンプライアンス遵守の体制（様式 2 - 6）	個人情報保護について責任体制が組んでいるか	2	3
		人権を侵害する又は不快感を与える表現となっていないかなどをチェックするコンプライアンス遵守について責任体制が組んでいるか	1	

参加資格を有する者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後、落札者に決定します。

- 1 総合評価点は、技術評価点を入札価格で除して 100 万を乗じた値とします。
- 2 技術評価点は、技術提案書の審査で失格とならない者に一律に与える標準点（100 点）と、上記の表に基づき評価する加算点（50 点満点）を合計した値とします。
- 3 技術評価点は、入札価格が有効な範囲内にあり技術提案書を提出した者について算出します。
- 4 技術評価点は、別表に基づき提案内容を審査し、各審査員の平均点を算出した点数とします。
- 5 入札価格が予定価格を超えた場合は評価を行いません。
- 6 入札価格率（入札価格 ÷ 予定価格 × 100）が 90%未満の場合は、入札価格率を 90%として総合評価点を算出します。
- 7 総合評価点の最も高い者が複数となった場合の対応は次のとおりとします。
 - (1) 総合評価点の最も高い者が複数となった場合、技術評価点の高い者を落札候補者とします。
 - (2) 総合評価点及び技術評価点が同点であった場合は、入札価格の低い者を落札候補者とします。
 - (3) 総合評価点及び技術評価点が同点で、入札価格も同額であった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。